

津山市歴史文化基本構想等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「津山市歴史文化基本構想等策定支援業務委託」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名称 津山市歴史文化基本構想等策定支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙の「津山市歴史文化基本構想等策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結の日から平成32年3月16日までとする。

3. 見積上限額

9,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

4. 実施形式

公募型プロポーザル

5. スケジュール

募集及び選定等のスケジュールは次のとおりとする。

日にち	項目
平成29年 9月20日(水)	公募開始(ホームページ及び広告板)
平成29年 9月27日(水)	質問提出締切
平成29年10月 2日(月)	質問回答予定(ホームページ)
平成29年10月 6日(金)	参加申込締切
平成29年10月19日(木)	企画提案書等の提出締切
平成29年10月26日(木)	第1次審査(書類審査)実施
平成29年10月26日(木)	第1次審査(書類審査)結果通知
平成29年11月 2日(木)	第2次審査(プレゼンテーション審査)
平成29年11月 8日(水)	第2次審査(プレゼンテーション審査)結果通知
平成29年11月中旬	契約

6．参加資格

本プロポーザルに参加できる者（提案者になろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。（基準日は、公募開始日とする。）

- (1) 所得税，法人税，消費税及び津山市税等を滞納していないこと。
- (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成25年津山市告示第85号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団，同条第2号に規定する暴力団員及び同上第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (6) 歴史文化基本構想などの地方公共団体の計画策定業務について，平成19年4月1日以降受託実績を有すること。

7．質問・回答

(1) 提出方法

別紙の質問書（様式第5号）により，ファックスで事務局あてに提出をすること。その際，電話で到着確認を必ず行うこと。

上記以外の方法による質問は受付しない。

(2) 提出期限 平成29年9月27日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所

津山市教育委員会生涯学習部文化課（津山弥生の里文化財センター）

FAX （0868）24-8414

電話（到着確認）（0868）24-8413

(4) 回答方法 津山市のホームページにて公表

アドレス <http://www.city.tsuyama.lg.jp>

(5) 回答日時 平成29年10月2日（月）予定

8. 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係法令を理解・遵守の上で、次の書類を提出すること。

様式等	提出部数
ア 参加申込書兼誓約書 (様式第1号)	1部
イ 営業実績書 (様式第2号)	
ウ 委任状(委任をする場合のみ提出) (様式第3号)	
エ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書 (様式第4号)	
オ 法人の国税の納税証明書の写し (平成29年9月1日以降証明分)	
カ 法人の津山市発行の市税等納税証明書の写し (平成29年9月1日以降証明分。津山市に課税がある場合のみ。)	
キ 登記事項証明書(現在事項証明書)の写し	
ク 財務諸表の写し(直近決算のもの)	

1 様式については、別に定める「津山市歴史文化基本構想等策定支援業務委託公募型プロポーザル様式集」を利用すること。

2 提出書類のうちエ、キについては、津山市に「津山市物品等指定業者指名申請」を提出している場合は、省略できる。

(2) 提出期限 平成29年10月6日(金)午後5時まで(必着)

(3) 提出方法

持参または郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。持参する場合の受付は土日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までの間とする。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(4) 提出場所

津山市教育委員会生涯学習部文化課(津山弥生の里文化財センター)

〒708-0824 岡山県津山市沼600-1

電話 (0868)24-8413

FAX (0868)24-8414

9. 企画提案書等の提出期日及び作成方法

(1) 提出期限 平成29年10月19日(木)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

持参または郵送(書留又は簡易書留)の方法によること。持参する場合の受付は土日、祝祭日を除く午前8時30分から午後5時までの間とする。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受付しない。

(3) 提出場所

津山市教育委員会生涯学習部文化課（津山弥生の里文化財センター）

〒708-0824 岡山県津山市沼 600-1

電話 （0868）24-8413

FAX（0868）24-8414

(4) 提出書類

様式等		提出部数
ア 企画提案応募申請書	（様式第6号）	正本1部 副本6部
イ 企業の概要	（様式第7号）	
ウ 業務実績調書	（様式第8号）	
エ 業務の実施体制	（様式第9号）	
オ 担当技術者の実績	（様式第10号）	
カ 企画提案書 「A4版」を基本とし、業務の具体的内容や実施方法を順序立てて説明する構成とすること。 （必要に応じてA3版横書きの資料・図表等を折り込むことも可。1枚1ページとする。）	（任意様式）	
キ 業務工程表	（任意様式 A4 縦2枚まで）	
ク 見積書	（様式第11号）	
ケ 情報非公開希望申立書	（様式第12号）	

様式は、別に定める「津山市歴史文化基本構想等策定支援業務委託公募型プロポーザル様式集」を利用すること。

10. 審査方法

本プロポーザルの審査は、津山市歴史文化基本構想等策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により、以下のとおり行う。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された提案書及び見積書等を別紙「審査基準」に基づき、審査を行う。審査の結果、上位4者を第2次審査の対象とする。対象者には、結果及びプレゼンテーション実施について書面で通知する。第2次審査の対象とならなかった者に対しては、結果を書面で通知する。

ただし、プロポーザルの提案者が4者に満たない場合は、第1次審査を省略する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対して、企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、総得点が高い方から順位付けを行い、最も高い者を最優秀提案者と特定する。

ただし、審査委員会の委員の評価点の平均が150点を下回った場合は、失格とする。したがって、本プロポーザルの企画提案者が1者のみの場合、最低基準点を超えていなければ、最

優秀提案者を特定しない。

なお、プレゼンテーションの持ち時間は、30分とする。

- (3) 第1次審査及び第2次審査において、審査の評価点（審査委員会委員の総得点）が同点の場合は、見積価格が低い提案者を上位とする。さらに、見積価格も同額の場合は審査委員会委員長のくじ引きにより決する。

1.1. 審査基準及び配点

本プロポーザルは別表1の審査基準に基づき審査する。

1.2. 審査結果

第2次審査の結果については、以下のとおり第2次審査を受けた者に対して通知する。

(1)通知方法 第2次審査の結果は書面により通知する。

(2)通知時期 平成29年11月8日（水）予定

なお、候補者として決定されなかった者が、その理由の説明を求めることのできる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

1.3. 契約

最優秀提案者と、契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。

なお、契約に係る協議により、最優秀提案者と契約できない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

1.4. 情報公開

第2次審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。

(1) 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）

(2) 評価順位及び点数

(3) 見積金額

なお、企画提案者から提出された企画提案書については、津山市情報公開条例第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

1.5. 提出書類の取扱い

(1) 提出されたすべての書類は、返却しない。

(2) 提出後の書類の差し替えは、平成29年10月19日（木）午後5時までは可とし、差し替え資料の提出方法は、企画提案書の提出方法と同様とする。

なお、差し替えをする資料には必ず資料右上に「差替え分」と明記すること。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

(4) 市が審査等にあたり必要と認める場合は、追加資料を求めることがある。

(5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

16. その他

(1) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用等の必要経費は、すべて提出者の負担とする。

(2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式13号）により、辞退の旨を担当課あてに提出すること。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

オ プレゼンテーションを欠席した場合

カ 見積上限額を超えた見積の場合

キ 審査基準で設定する査定基準点を下回った場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託先に通知することのより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

17. 問合せ先

津山市教育委員会生涯学習部文化課（津山弥生の里文化財センター）

〒708-0824 岡山県津山市沼600-1

電話 （0868）24-8413

FAX（0868）24-8414

担当：平井泰明（ひらい やすあき）